

## 2. 特別とん譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]									
開港所在 市町村	1. とん税及び特別とん税は、外国貿易船の純トン数(端数切り上げ)を課税標準とし、純トン数1トンまでごとに次の税率により課税するものとする。	9月：前年度3月～8月 特別とん税収入分									
[国]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 開港への入港ごとに納付する場合</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 外国貿易船…外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。</p>	区 分	とん税	特別とん税	(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円	(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円	3月：9月～2月 特別とん税収入分
区 分	とん税	特別とん税									
(1) 開港への入港ごとに納付する場合	16円	20円									
(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合	48円	60円									
	2. とん税及び特別とん税はあわせて納付するものとし、当該納付額の36分の16をとん税とし、36分の20を特別とん税とする。	[制限なし]									
	3. 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。										

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	144,977	132,716	123,665	112,102	129,060

## 3. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]						
都道府県 指定市 及び 市町村	1. 揮発油税及び地方揮発油税は、次の税率により課税するものとし、両税をあわせて納付するものとする。	6月：前年度3月～5月 地方揮発油税収入分						
[国]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>揮発油税</th> <th>地方揮発油税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本 則)</td> <td>48,600円 (24,300円)</td> <td>5,200円 (4,400円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	揮発油税	地方揮発油税	揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本 則)	48,600円 (24,300円)	5,200円 (4,400円)	11月：6月～10月 地方揮発油税収入分
区 分	揮発油税	地方揮発油税						
揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本 則)	48,600円 (24,300円)	5,200円 (4,400円)						
	2. 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の収入額に相当する額とし、都道府県、指定市及び市町村に対して譲与する。	3月：11月～2月 地方揮発油税収入分						
	3. 都道府県及び指定市に対し、地方揮発油譲与税の58%(平成14年度までは43%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。 ※地方交付税の財源超過団体への交付制限有り。	[制限なし]						
	4. 市町村に対し、地方揮発油譲与税の42%(平成14年度までは57%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。	※地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てる						

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
地方揮発油譲与税 決 算 額	1,632,440	1,514,199	1,617,867	1,565,847	1,552,273
地方道路譲与税 決 算 額	0	0	0	0	0

(注) 平成21年度から地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改正。